

第 2 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

令和5年6月20日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和5年6月20日(火曜日)

午前10時5分開議

午後0時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第7号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第13号 専決処分の報告について

報告第14号 専決処分の報告について

報告第15号 専決処分の報告について

報告第18号 家庭教育支援の推進に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員(7人)

委員長 末松直洋  
副委員長 西村尚武  
委員 高島和男  
委員 城戸淳  
委員 本田雄三  
委員 亀田英雄  
委員 斎藤陽子

欠席委員(1人)

委員 松田三郎

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 白石伸一  
教育理事 石元光弘  
教育総務局長 井藤和哉  
県立学校教育局長 重岡忠希  
総括審議員  
兼市町村教育局長 古田亮  
教育政策課長 永松浩史  
学校人事課長 鉦本亮太  
文化課長 舟津紀明  
施設課長 中島一哉  
高校教育課長 前田浩志  
特別支援教育課長 松本英雄  
学校安全・安心推進課長 岸良優太  
首席審議員  
兼体育保健課長 奥園栄純  
義務教育課長 藤岡寛成  
社会教育課長 福永公彦  
人権同和教育課長 柳田壽昭

警察本部

本部長 宮内彰久  
警務部長 清水稔和  
生活安全部長 村上敏幸  
警備部長 八木世志一  
首席監察官 内田義朗  
参事官兼総務課長 田中弘哉  
参事官兼警務課長 松見恵一郎  
参事官  
兼生活安全企画課長 高木哲  
参事官兼刑事企画課長 高橋太  
参事官兼交通企画課長 合瀬勝彦  
参事官(運転免許) 飯塚安博  
参事官兼警備第一課長 松村英志  
理事官兼会計課長 平山浩之

交通規制課長 山 浦 隆 之

事務局職員出席者

議事課主幹 太 田 弘 巳  
政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前10時5分開議

○末松直洋委員長 ただいまから、第2回教育警察常任委員会を開会いたします。

本日は、傍聴はありません。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第1回教育警察常任委員会で委員長に選任されました末松直洋でございます。

今後、西村副委員長とともに、誠心誠意、委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

各委員におかれましては、御指導、御鞭撻をいただくとともに、教育長をはじめ県警本部長、執行部の皆様方には、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

続いて、西村副委員長から挨拶をお願いします。

○西村尚武副委員長 おはようございます。

第1回教育警察常任委員会で副委員長に選任いただきました西村尚武でございます。

今後、末松委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員各位、また、執行部の皆様方の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○末松直洋委員長 ありがとうございます。

本日の委員会は、執行部を交えての初めて

の委員会でありますので、初めに執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

課長以上については、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております幹部職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、白石教育長から、幹部職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いします。

（教育長、教育理事～人権同和教育課長の順に自己紹介）

○末松直洋委員長 次に、警察本部、宮内本部長から順次お願ひいたします。

（警察本部長、警務部長～交通規制課長の順に自己紹介）

○末松直洋委員長 ありがとうございます。

1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、主要事業の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明後、一括して受けたいと思います。

なお、本日の委員会はインターネットで中継をしておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

また、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、教育長から付託議案等も含めて総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

白石教育長。

○白石教育長 教育長の白石でございます。

教育警察常任委員会の末松委員長、西村副委員長をはじめ各委員におかれましては、この1年間、本県の教育行政につきまして、御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年度は、蒲島県政4期目の最終年度となります。また、本県の教育振興基本計画であります第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランの最終年度でもあります。総仕上げとなる重要な年でございます。

このような中、本年夏には、台湾からT S M Cの出向者と御家族の来熊が予定されており、子供たちの熊本での学びについて、受入れ体制を整備していく必要があります。

また、来春には、夜間中学の開校、こども図書館の開館を予定しており、熊本ならではの施設となるよう準備を進めてまいります。

加えまして、教員不足の解消、いじめ、不登校への対応、I C T活用推進、魅力ある県立学校づくりなど、取り組むべき様々な課題への対応が必要です。

教育委員会といたしましては、教育プランの基本理念である「夢を実現し、未来を創る 熊本の人づくり」の下、委員各位の御意見をお聴きしながら、これらの課題解決に向け全力で取り組むとともに、本県教育がさらに充実、発展するよう、一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

なお、今年度教育委員会が取り組む主要事業等については、この後各課長から説明いたします。

続きまして、今回提案しております教育委員会関係の議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係1議案、条例等関係2議案、報告4件でございます。

まず、6月補正予算についてですが、総額13億481万円余の増額補正をお願いしております。主な内容としましては、県立学校におけるI C T環境整備の推進や県有体育施設における運動機器の整備に係る経費でございます。

また、藤崎台県営野球場照明塔整備改修工事等に係る債務負担行為外1件についてもお

願いしております。

次に、条例等議案でございますが、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について外1議案について提案しております。

最後に、報告関係として、令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告外3件を御報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○永松教育政策課長 教育政策課です。

お手元の説明資料、令和5年度主要事業及び新規事業と記載されている資料を御覧ください。

まず、1ページですが、教育委員会事務局等の組織表でございます。

教育委員会の下、3局11の課と教育事務所など出先機関で構成しています。

次の2ページから5ページにかけては、教育委員会及び事務局職員の名簿となっております。説明は省略させていただきます。

続いて、6ページをお願いします。

教育委員会全体の令和5年度当初予算総括表でございます。

一般会計予算の総額は、一般会計合計の欄の隣に記載のとおり、1,250億7,900万円余となっております。課別の内訳は表のとおりでございます。

これに2つの特別会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計と熊本県有英資金等貸与特別会計を加えました当初予算の総額は、教育委員会合計欄のとおり、1,260億9,300万円余となっております。

この後、各課から、令和5年度の主要事業及び新規事業について御説明します。

まず初めに、教育政策課です。

7ページをお願いいたします。

1 段目、説明欄の教育振興基本計画推進事業の(1)教育プランの推進を御覧ください。

第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランは、計画期間が本年度までとなっておりますが、このプランを着実に実施、推進するため、点検、評価を行い、各種施策を実施しております。また、毎年度、外部有識者から成る検討委員会を開催し、進捗状況の報告、結果の公表を行ってまいります。

(2)次期プランの策定につきましては、令和6年度策定に向け、外部有識者から成る検討委員会を設置し、検討を進めてまいります。

次に、2段目の熊本県教育情報化推進事業ですが、(1)1人1台端末の活用では、1人1台端末を活用した教育情報化を推進するため、ICT支援員の配置や通信回線の円滑な接続のための強化等を行い、県立学校のICT環境を整備し、ICT教育日本一を目指してまいります。

次の(2)では、研修の充実などにより教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、(3)の校務情報化では、各種システムを活用した校務の効率化により、教職員の負担軽減を図ります。

(4)情報モラル教育の推進及び(5)の球磨川流域教育情報化推進事業は、記載のとおりでございます。

8ページをお願いします。

学校における働き方改革推進事業ですが、情報化の推進による校務等のデジタル化を図るとともに、民間の経営コンサルタント等のアドバイザーを派遣し、学校現場における働き方改革を推進してまいります。

教育政策課は以上です。

○鉾本学校人事課長 学校人事課です。

9ページをお願いします。

1 段目、説明欄の教員の指導力向上事業で

すが、優れた指導力を有するスーパーティーチャーの配置を通して、県全体の教員の人材育成や指導力向上を図るものでございます。

2 段目の就学支援金交付等事業ですが、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給することにより、公立高校における教育に係る経済的負担の軽減を図るものでございます。

3 段目の教育サポート事業ですが、教員業務をサポートする支援員や特別支援学校における児童生徒の支援を行うサポーター等の配置により、教職員の業務負担軽減を図り、学校の働き方改革を推進するものでございます。

4 段目の教員不足解消緊急対策事業ですが、これは、新規事業で、本県でも深刻な状況にある教員不足の早期解消を図るための事業でございます。本県教員の魅力について、積極的な発信を行うとともに、現在教職に就いていない免許保有者やU I J ターン者等を対象とした講習会等を開催することにより、教員志願者の確保に努めてまいります。

学校人事課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

10ページをお願いいたします。

説明欄の1、文化財災害復旧事業地震分ですが、熊本地震で被災した国・県指定文化財及び未指定文化財の復旧のため、補助を行うものでございます。

2、文化財災害復旧事業(令和2年7月豪雨)ですが、豪雨で被災した国・県指定文化財の復旧のための補助でございます。

11ページをお願いします。

3、新規事業の熊本文化財記録・伝承事業地震分ですが、熊本地震の文化財復旧記録集を刊行するものでございます。

2 段目の文化財保存事業ですが、国・県指定文化財の修理、整備及び調査等を行うための補助でございます。

3段目の高等学校(文化部)部活動指導員配置事業ですが、教員の働き方改革を推進するため、県立高校の文化部に部活動指導員を配置するものでございます。

4段目の細川コレクション永青文庫推進事業ですが、永青文庫が所有する美術品等を年間複数回県立美術館で展示するとともに、寄託品等の修復や調査研究を行うものでございます。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

12ページをお願いいたします。

1段目、説明欄の1、県立高等学校施設整備事業ですが、これは、県立学校施設長寿命化プランに基づく施設の長寿命化改修、老朽化に伴う不具合箇所の改修、ライフラインの設備更新等により安全性を確保するとともに、エレベーターの設置やトイレ改修、空調公費化に伴う未設置校への空調整備等により、良好な学習環境の整備を行うものでございます。

次の2、特別支援学校施設整備事業ですが、1と同様に、長寿命化プランに基づく施設の長寿命化改修等を行うものでございます。

次の3、校舎新・増改築事業ですが、これは、老朽化した熊本工業高校の実習棟の改築を行うものでございます。

次の4、県立学校防災機能強化事業ですが、災害発生時に避難場所となる体育館及びその周辺にトイレがない県立学校にトイレを整備するものでございます。

次に、2段目の1、特別支援教育環境整備事業ですが、特別支援学校で学ぶ児童生徒の増加に伴い、教室不足が課題となっております知的障害特別支援学校につきまして、普通教室等の整備を行うものでございます。

施設課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

13ページをお願いします。

説明欄の1、マイスター・ハイスクール事業ですが、これは、八代工業高校を指定校とする文部科学省の委託事業で、DX等に対応できる次世代の地域産業人材の育成を図るものでございます。

2の高校生キャリアサポート事業ですが、これは、県立高校に高校生キャリアサポーター等を配置し、就職支援を行うとともに、県内への就職を促進するものでございます。

3の県立高校半導体関連人材育成事業ですが、これは、新規事業で、生徒の半導体関連産業を中心とする産業全体への興味、関心を高め、県内産業を支える人材の育成とUIJターンにつながる素地づくりを推進するものでございます。

14ページをお願いします。

4の熊本を支える産業人材育成事業ですが、これは、高校生のインターンシップや地域社会等と連携した地域課題解決を通して、創造的復興を支える人材の育成と若者の地元定着を図るものでございます。

2段目の1、くまもとCOREハイスクール・ネットワーク事業ですが、これは、文部科学省の指定事業で、中山間地域の小規模校と大規模校との間でICTを活用した遠隔授業等を行うものでございます。

15ページをお願いします。

1の県立高校魅力化きらめきプランですが、あり方検討会の提言で示された魅力ある学校づくりに向けた熊本スーパーハイスクール構想の推進など、そちらに記載しております(1)から(5)の取組により、令和6年度まで高校魅力化に取り組むものでございます。

次の2、高森高校環境整備事業ですが、これは、マンガ学科を開設した高森高校において、入学者の教育環境を確保するために、実習室等を整備するための設計を実施するものでございます。

16ページをお願いいたします。

説明欄の1、高等学校等通学支援事業（7月豪雨対応分）ですが、これは、くま川鉄道及びJR肥薩線における通学手段確保の緊急措置として、高校生等の通学支援を行うものでございます。

2段目の1、外国人生徒受入支援事業ですが、これは、新規事業で、TSMCの熊本進出による当該従業員の子どもの受入れ支援を図るため、通訳及び学習支援員を配置するものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

17ページをお願いします。

説明欄の1、特別支援教育充実事業の(1)特別支援学級等担当者指導力向上研修ですが、小中学校特別支援学級等の担当者の指導力向上を図るため、全ての担当教員を対象とした研修を実施するものでございます。

次の2、医療的ケア児等支援事業は、児童生徒の安全、安心な学習環境の整備と保護者の負担軽減を図るもので、(1)のほほえみスクールライフ支援事業は、特別支援学校等に看護師を派遣し、経管栄養注入等の医療的ケアを実施するもの、(2)の通学支援補助事業は、福祉車両等に看護師を同乗させて通学支援を行うための補助金でございます。

次の3、発達障がい等支援事業は、発達障害等のある生徒一人一人に応じた指導や支援を提供できるよう、特別支援教育支援員の配置や通級指導の充実、特別支援教育の専門性向上を図る会議等を実施するものでございます。

次の4、多様な学びの場整備事業ですが、これは、新規事業で、小中高等学校において、巡回指導型における通級指導等、多様な学びの場を整備し、より適切に学びの場を選択できるようにするとともに、教員の専門性

のさらなる向上により、特別な教育的支援が必要な児童生徒のニーズに応じた学びを保障するものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○岸良学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

資料18ページをお願いいたします。

説明欄の1、スクールカウンセラー活用事業及び2、スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、小中学校、県立学校の児童生徒や保護者等に対して専門家による教育相談を実施し、関係機関と連携していじめや不登校等の諸課題の未然防止及び解消を図るものです。

スクールカウンセラーは、小学校71校、中学校80校、義務教育学校1校、県立高校50校、県立特別支援学校11校、教育支援センター1か所、教育事務所等10か所に配置しております。スクールソーシャルワーカーは、中学校4校、県立高校7校、教育事務所等10か所に配置しております。

3のスクールロイヤー活用事業ですが、法律の専門家を活用し、各学校におけるいじめ防止授業の推進や学校が抱える諸課題の解決支援を行うものです。

19ページをお願いします。

1、地震スクールカウンセラー活用事業及び2、小中学校熊本地震スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、平成28年熊本地震に伴う心のケアが必要な児童生徒の実態把握を行うとともに、その実態に応じた対策を講じて該当児童生徒の心身の安定を図るものです。

スクールカウンセラーは、被災の激しかった地域の教育事務所2か所、県立高校4校に配置します。県立特別支援学校には、要請に応じて派遣します。スクールソーシャルワーカーは、教育事務所1か所に配置します。

20ページをお願いします。

1の防災教育推進事業ですが、防災主任の資質向上を図るとともに、各校における防災教育及び防災管理の充実に向けた研修会を開催するものでございます。

2の学校安全総合支援事業ですが、球磨地域及び宇城地域にある県立学校5校を対象に、防災教育及び防災管理の充実を図るものです。

地域と連携した実践的な避難訓練等を実施するとともに、公開授業やその研究成果を県内の学校に広く普及し、各学校の防災教育の充実を図ります。

学校安全・安心推進課の説明は以上でございます

○奥園体育保健課長 体育保健課でございます。

資料21ページをお願いいたします。

説明欄の1、くまもとワールドアスリート事業でございますが、オリンピックをはじめとする国際スポーツ大会で活躍する資質を持ったアスリートを強化するとともに、次世代のアスリートの育成を行うことで、競技力の向上と継続的なトップアスリートの輩出に結びつけ、本県のスポーツ振興を図るものでございます。

次に、2の部活動指導員配置事業でございますが、県立学校に部活動指導員を配置し、また、市町村立中学校においては、設置者である市町村教育委員会の部活動指導員の配置に必要な経費の一部を補助することで、学校における部活動の指導体制を充実させ、教職員の働き方改革を推進するとともに、部活動の質的な向上を図るものでございます。

次に、3の子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業でございますが、これは、新規事業で、令和5年度から始まる公立中学校の休日における運動部活動の段階的な地域移行を進めるために、指導者の確保や育成、参加費用の負担への支援等を行うものでございます。

体育保健課の説明は以上でございます。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

22ページをお願いいたします。

説明欄の1、学力向上対策事業ですが、子供たちの学力向上に向けて、学力向上推進本部を設置するとともに、熊本県学力・学習状況調査の実施等を通しまして、児童生徒の主体的な学びと教員の授業改善を推進するものでございます。

次の2、低学年わくわく学習支援員配置事業ですが、小学校低学年児童の学力向上を目的とした学習支援員の追加配置を行う市町村に対して助成するものでございます。

次の3、日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業ですが、水俣病についての正しい理解、また、環境問題の解決に向けた態度や能力を育成するため、小学校5年生を対象に水俣に学ぶ肥後っ子教室を実施し、対象児童を水俣市に派遣する市町村を支援するものでございます。

次に、2段目の1、英語教員の指導力向上事業ですが、教育事務所とスーパーティーチャー等が連携して研修を実施し、英語担当教員の授業改善、また、各管内の英語教育のリーダーの育成を行うものでございます。

次の2、英語検定チャレンジ事業ですが、中学生、高校生の外部検定試験への積極的な挑戦を支援することで、英語学習意欲、また、英語力向上を図るものでございます。

23ページをお願いいたします。

説明欄の3、日本語指導推進事業ですが、これは新規事業となります。

日本語指導が必要な児童生徒に対して、適切な教育機会の提供を目的とするもので、(1)日本語指導指導者養成事業は、学校等の担当者による日本語支援連絡協議会の設置や国への研修派遣により日本語指導者の中核となる人材育成を、(2)日本語指導支援員等派



遣事業では、TSMC駐在員子女の受入れ拠点校を有する菊陽町への補助を、(3)日本語指導コーディネーター事業は、業務委託による日本語指導員の人材確保及び養成を行うものでございます。

次の2段目の1、肥後っ子がやき推進事業ですが、認定子ども園等及び小中学校における教育、保育活動の充実を図るため、関係者による幼児教育推進協議会の設置、また、連携セミナー等を実施するものでございます。

次の2、幼児教育推進体制の充実・活用強化事業ですが、経験豊富な幼児教育アドバイザーを認定子ども園、小学校等に派遣し、助言等を行うことで、幼児教育の質向上を図るものでございます。

24ページをお願いいたします。

説明欄の1、夜間中学整備事業ですが、様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方など、多様な教育ニーズに対応した教育を提供するため、令和6年4月に夜間中学を開校するものでございます。

義務教育課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

25ページをお願いします。

説明欄の1、「親の学び」推進事業ですが、これは、全国に先駆けて策定されたくまもと家庭教育支援条例に基づき、保護者が親として学ぶ機会の提供や家庭教育の重要性の啓発を、親の学び講座を中心に推進するものでございます。

26ページをお願いします。

説明欄の1、地域学校協働活動推進事業ですが、これは、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、各市町村における地域学校協働活動推進員の配置等を支援するものでございます。

27ページをお願いします。

説明欄の1、青少年教育施設管理運営費ですが、県内4か所に設置している県立青少年教育施設の効果的、効率的な運営を図るとともに、計画的かつ効率的な補修や改修工事を行うものでございます。

次の2、こども図書館設置準備事業ですが、これは、新規事業で、令和6年春の開館に向け、県立図書館内部改修工事等や資料の整備充実、県民参加型の運営のための取組や機運醸成のためのイベント等を行うものでございます。

次の3、特別展「文字が語る古代のくまもと」の開催ですが、これは、新規事業で、古代から続く熊本の歴史、文化の魅力を再発見し、県内外に発信するとともに、未来を担う子供たちの郷土への誇りを育むため、熊本ゆかりの貴重な歴史資料の里帰り展覧会を行うものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○柳田人権同和教育課長 人権同和教育課で  
ございます。

28ページをお願いします。

1、各種人権教育研修事業ですが、これは、教職員等の基本的認識を深め、実践的な指導力の向上を図るため、研修を実施するものでございます。

次の2、熊本県子ども人権フェスティバル事業ですが、児童生徒を主体とした集会を開催するものでございます。

次の3、高等学校等進学奨励事業ですが、旧地域改善対策特定事業により貸与された奨学資金について、市町村に対する返還事務費の交付及び返還金の国への返納を行うものでございます。

人権同和教育課の説明は以上でござい  
ます。

○末松直洋委員長 次に、警察本部から説明  
をお願いします。

警察本部長から、付託議案等も含めて総括説明を行い、続いて、担当部長から順次説明をお願いします。

初めに、宮内警察本部長。

○宮内警察本部長 警察本部長の宮内でございます。

委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御支援、御協力をいただいているところであり、この場をお借りしまして、心からお礼を申し上げます。

また、末松委員長におかれましては、大変お忙しい中、交通機動隊安全運転競技大会に御臨席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、県下の治安情勢と提案しております4つの議案等の概略について説明させていただきます。

各部門の業務概況と主要事業につきましては、後ほど担当部長から説明させていただきます。

県下の治安情勢につきましては、昨年の刑法犯認知件数が4,944件と、統計史上初めて5,000件を下回り、交通事故発生件数と負傷者数も前年より減少するなどしたところでございますが、電話で「お金」詐欺や児童虐待、DV、ストーカーなどの人身安全関連事案が依然として高水準にあるなど、引き続き対策を進めていくことが必要な状況でございます。

また、TSMCをはじめとする半導体関連企業の集積に伴う交通環境の変化、定住人口、交流人口の増加などといった情勢の変化にも、適切に対応していく必要があると考えております。

委員の皆様方には、多方面にわたる御理解と御支援を賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、議案等の概要を御説明いたします。

まず、議案関係でございます。

議案第1号、令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業として、2億2,922万円余の増額補正をお願いするものでございます。

次に、報告第1号、令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、計画、設計の諸条件の変更や資材の入手難により年度内の支払いが困難となったため、繰り越したものを報告するものでございます。

議案第8号、熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公安委員会規則の一部改正を踏まえ、関係規定を整備するものでございます。

最後に、報告第15号は、専決処分させていただきました3件の交通事故の和解と損害賠償額の決定についての報告でございます。

このほか、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいております熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○末松直洋委員長 続いて、担当部長から順次説明をお願いします。

○清水警務部長 警務部でございます。

私からは、警察本部の説明資料に基づき、県警察の概要と警務部の主な業務について御説明をいたします。

説明資料の最初には、目次と今年度の幹部職員の名簿をつけさせていただいております。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、1ページを御覧ください。

第1の熊本県警察の組織について御説明をいたします。

内容1の公安委員会につきましては、県警察の民主的運営、政治的中立性を確保するために置かれ、警察を管理している合議制の行政委員会です。

5人の委員で構成されており、令和5年4月1日現在は、表に記載したとおりですが、小野委員長は、令和5年6月30日で任期が満了し、7月1日からは宮尾委員が委員長とされる予定です。

次に、2ページを御覧ください。

令和5年4月1日現在における県警察の組織につきましては、2の組織図のとおりでございます。

警察本部長の下、警察本部各部、熊本市警察部、警察学校及び警察署で組織されており、警務部には、総務課、警務課、監察課、会計課、教養課、厚生課、情報管理課、広報県民課及び留置管理課の9所属があります。

次に、3ページを御覧ください。

内容3の職員の条例定数につきましては、令和5年4月1日現在、警察官と一般職員合わせて3,528人となっております。

警察官の増員状況について申し上げますと、平成14年度から平成29年度までの間に合計332人が増員されております。

次に、4ページを御覧ください。

内容4の警察官1人当たりの負担人口につきましては、令和5年4月1日現在の警視以下の政令定数及び令和4年1月1日現在の住民基本台帳の人口に基づき算出しておりますが、575人となっております。

同じく、4ページでございます。

内容5の職員の年齢構成につきましては、令和5年4月1日現在の平均年齢は37.8歳となっております。30歳代と40歳代の職員の比率が高く、全体の約6割を占めております。

次に、5ページを御覧ください。

県警察では、第2に記載しております県民

の期待と信頼に応える強い警察、安全で安心して暮らせる熊本の実現という運営方針の下、第3の内容2に記載しております犯罪の起きにくい社会づくり、県民生活を脅かす犯罪の取締り、安全かつ快適な交通の確保、テロ・災害等緊急事態から県民を守る活動の推進、県民の期待と信頼に応える強い組織づくりを運営重点として、各種施策に取り組んでおります。

次に、6ページを御覧ください。

第4の警察予算につきましては、本年度、警察本部の当初予算額は、399億4,000万円であり、県予算に占める割合は4.4%となっております。そのうち74.1%を人件費が占めております。

県政運営の基本方針に係る主な予算の詳細につきましては、6ページから7ページの内容2に記載しておるところでございます。

同じく、7ページでございます。

第5の警察署の再編につきましては、県下の警察署の現状と課題を踏まえ、限られた警察力を有効に活用するという観点から、①から③に記載しております再編を実施してきたところであります。

同じく、7ページの第6の警察施設の現状でございますが、令和5年4月1日現在、県下の警察施設364施設のうち、耐用年数を超過した施設は124施設となっております。全施設の約34.1%を占めており、計画的に整備していく必要があると考えております。

なお、現在は上天草警察署の建て替え工事を行っており、今年度の完成を予定しております。

次に、8ページを御覧ください。

第7の優秀な人材の確保につきましては、受験者層が多く利用しているSNSに採用情報を掲載するなど、社会情勢を踏まえ、工夫を凝らした採用活動を行っております。

また、令和4年4月1日現在、全警察官に占める女性警察官の割合につきましては、

10.5%と前年より0.7ポイント増加しておりますが、令和3年3月に策定した特定事業主行動計画では、令和8年度当初までに全警察官に占める女性警察官の割合を12%以上とするなど、女性の活躍促進に取り組んでおるところでございます。

その他、強い組織づくりを推進するための取組の状況を8ページから9ページにかけて記載しております。

次に、10ページを御覧ください。

第8の県民への情報発信につきましては、広報誌「熊本のまもり」の発行、インターネット等の活用、マスメディア等との連携、県警察音楽隊の演奏活動等の広報啓発活動等を実施しております。

同じく、10ページでございます。

第9の犯罪被害者支援の充実強化につきましては、被害者支援要員制度や公費支出制度等の各種施策のほか、民間の被害者支援団体と緊密に連携した支援活動を展開するなど、被害者等の二次被害防止、軽減に向けた取組を推進しております。

次に、11ページを御覧ください。

第10の警察安全相談業務の現状につきましては、令和4年の相談受理件数は3万8,956件と、前年より1,020件増加いたしました。生活安全部門の相談が全体の68.3%を占めております。

次に、12ページを御覧ください。

第11の留置施設につきましては、警察本部直轄留置施設と警察署留置施設を運用しております。

次に、13ページを御覧ください。

第12の警察学校における採用時教養につきましては、警察学校における初任科生等に対する採用時教養の詳細を記載しております。

警務部からは以上でございます。

○村上生活安全部長 生活安全部でございます。

資料の14ページを御覧ください。

まず、第1、子供、女性、高齢者をはじめとした県民を犯罪等から守る取組の推進についてです。

県下の刑法犯認知件数は、昨年、統計史上初めて5,000件を下回りましたが、本年3月末現在では、前年同期と比較して増加に転じています。

今後も、街頭防犯カメラシステムの適切な運用や地域住民に対する効果的な防犯情報の提供をはじめ、犯罪の起きにくい環境づくりのための各種対策を推進してまいります。

15ページの繁華街総合対策では、今後も客引き等の違法行為を増加させないように、繁華街の人流等を注視しながら、各種対策を推進してまいります。

資料の16ページを御覧ください。

電話で「お金」詐欺については、昨年は、認知件数、被害額とも過去5年間で最多の数字となりました。特に、医療費等の還付手続を装いお金をだまし取る還付金詐欺やパソコンのサポート料等の名目で電子マネーをだまし取る架空料金請求詐欺の被害が多発していることから、引き続き、広報啓発活動を強化するとともに、金融機関やコンビニエンスストア等の関係機関との連携した取組を推進してまいります。

資料の17ページを御覧ください。

子供や女性を対象としたわいせつ、声かけ事案の届出件数は、依然として年間1,000件前後の高水準を推移しております。

生活安全部では、性犯罪の前兆となる声かけや付きまとい等の事案を認知した時点で、専従の対策係員が管轄署と連携し、早期に行為者を特定して、積極的に検挙、警告等の措置を講じるほか、犯行が予想される場所での警戒活動を行うなど、凶悪な性犯罪を未然に防止するための先制、予防的活動を徹底しております。

次は、第2、少年の非行防止と保護対策の

推進についてです。

資料は、18ページ、19ページになります。

県下の刑法犯少年は、平成16年以降減少傾向にありましたが、一昨年から2年連続して増加しており、その要因としては、14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした触法少年の高止まりが挙げられ、非行の低年齢化が危惧されるところであります。また、福祉犯の被害に遭う少年が後を絶たない状況にあります。

今後も、学校等関係機関と連携したSNS等に起因する少年の非行及び被害防止対策を推進してまいります。

資料の20ページを御覧ください。

次は、第3、人身安全関連事案対策についてです。

ストーカー、DV、行方不明、虐待事案などの人身安全関連事案については、警察本部に24時間3交代制の人身安全対策課を設置し、各警察署と事案の認知段階から効果的に連携し、被害者等の安全確保を最優先とした組織的対応を図っております。

20ページ以降22ページまでは、各事案の対応状況等の推移でありますので、御覧ください。

資料の23ページを御覧ください。

第4、生活環境事犯の検挙状況等についてです。

昨年は、高齢者を狙ったリフォーム業者による特定商取引に関する法律違反事件や外国産タケノコを熊本県産と産地偽装した不正競争防止法違反事件、また、本年に入り、外国産アサリを熊本県産アサリと産地偽装した不正競争防止法違反事件等を検挙しています。

また、24ページについては、許可等事務についてであります。ここで、申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。

資料右側備考欄の中段に、本年3月末現在の銃砲所持許可者の数を1,959人と記載しておりましたが、正しくは1,853人ですので、

訂正させていただきます。

引き続き、適正かつ厳格な業務を推進し、不適格者の排除による治安の維持の一翼を担ってまいります。

資料の25ページを御覧ください。

第5、サイバー犯罪の検挙状況等についてです。

サイバー犯罪の検挙件数は、年々増加しておりましたが、昨年は大きく減少しております。これは、多発した持続化給付金詐欺の検挙が一段落したことと、より悪質性が高く、捜査に長時間を要する合同事件の取締りを推進したことによるものです。

本年は、各部門が連携して積極的な取締りを推進した結果、3月末現在で前年同期と比べ16件増となっております。また、相談件数は、年々増加傾向にあり、昨年中は過去最多となっております。

サイバー空間の安全を確保するため、サイバー犯罪の検挙とともに、捜査員の対処能力の強化に取り組んでまいります。

次は、第6、地域警察活動についてです。

資料は、26ページと27ページになります。

地域警察官は、全警察官の約3割を占めており、24時間体制で警察事象全般に即応する活動を担っております。

県下には交番、駐在所等が177施設あり、そのうち耐用年数超過の施設が26施設になっており、順次施設の見直し、検討を行っております。

今後も、交番、駐在所等の機能強化に努め、引き続き制服警察官やパトカーによる見せる警戒活動を強化し、県民の最も身近な存在として、県民の安全、安心のよりどころとなる活動を行ってまいります。

資料の28ページを御覧ください。

最後に、第7、通信指令業務についてです。

110番センターでは、昨年、約12万件、1日平均約330件の110番を受理し、パトカー等

への指令を行っております。

活動の要である通信指令システムは、令和2年3月に現行のシステムに更新し、迅速な警察活動の展開に効果を発揮しております。

また、本年4月からは、通報者がスマートフォンなどを用いて事件、事故の映像を送信できる110番映像通報システムの本運用が開始されました。現場に向かう警察官が事前に視覚的な情報を受け取ることで、より迅速、的確に事案に対応してまいります。

生活安全部からは以上です。

○高橋刑事部参事官 刑事部でございます。

資料の29ページを御覧ください。

初めに、刑法犯全体の認知と検挙状況についてでございます。

昨年の認知件数は4,944件で、平成16年以降減少傾向が続いております。しかし、本年に入り、備考欄記載のとおり、増加傾向に転じており、警戒をしているところであります。

一方、昨年の検挙件数は2,905件で、全国の検挙率の平均が41.6%であるところ、県内の検挙率は58.8%となっております。

ここで、申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

表の一番右下、検挙率58.7となっておりますが、今説明を申したとおり、58.8が正解でございますので、よろしく願いいたします。

資料の30ページを御覧ください。

重要犯罪の認知と検挙状況でございます。

重要犯罪と申しますのは、県民が著しく不安を感じる殺人、強盗、放火等のことで、令和4年中は91件を認知し、83件を検挙しており、検挙率は91.2%となっております。

昨年9月に長洲町で発生した民家対象の強盗致傷事件では、早期に被疑者を検挙、解決することができました。これら重要犯罪は、住民の体感治安に直結するものであり、引き

続き、迅速、確実な検挙に努めてまいります。

資料の31ページを御覧ください。

重要窃盗犯の認知と検挙状況についてです。

重要窃盗犯とは、強盗などの凶悪犯罪に発展するおそれがある侵入盗やひったくりなどの窃盗事件のことです。

令和4年中は、1都4県下の広域にわたる出店荒らし事件、窃盗常習者による3県下にわたる広域空き巣事件などを検挙し、検挙率は77.0%となっております。

次に、資料の32ページを御覧ください。

詐欺、横領をはじめとした知能犯事件の認知と検挙状況です。

昨年は、前年と比べ、認知件数、検挙件数、検挙人員はいずれも減少しているものの、新型コロナウイルスに関する持続化給付金や雇用調整助成金等の詐欺事件を29件、32人検挙しております。

これら不正受給に関する詐欺事件の多くは、暴力団に関連する人物らによるものであり、暴力団等の資金源を封じるためにも、この種事案の検挙を徹底してまいります。

次に、資料の33ページを御覧ください。

電話で「お金」詐欺事件の認知と検挙状況です。

昨年は、還付金詐欺や架空請求詐欺による手口を中心に、認知件数は100件、被害総額約3億2,900万円と、前年からさらに被害が増加いたしました。

一方、検挙は、被害者方を訪問してキャッシュカード等をだまし取る手口を中心に41件、9人を検挙しています。

今後も、一人でも多くの被疑者を検挙するとともに、受け子等の末端被疑者にとどまらず、犯行グループの壊滅を図るため、捜査をより一層徹底してまいります。

次に、資料の34ページを御覧ください。

暴力団対策についてです。

県内の暴力団情勢については、本年3月末現在で20組織、構成員等約360人を把握しています。このうち、六代目山口組系、神戸山口組系、道仁会系の3団体で全体の7割強を占めております。

県警としては、暴力団による犯罪の取締りを徹底するほか、資料35ページに記載のとおり、暴力団対策法や暴排条例を効果的に適用した暴力団排除対策を推進しており、引き続き、官民一体となった暴力団排除対策に取り組んでまいります。

次に、資料の36ページを御覧ください。

薬物・銃器対策についてでございます。

令和4年中における薬物事犯の検挙人員は107人、うち覚醒剤事犯が58人、大麻事犯が49人で、いずれも前年から減少しています。しかし、特に大麻事犯は、全国的に若年層への蔓延が問題となっており、薬物事犯の取締りとともに、乱用防止に関する広報啓発にも努めてまいります。

あわせて、銃器の取締りにについても徹底してまいります。

次に、資料の37ページを御覧ください。

来日外国人犯罪の検挙状況についてです。

令和4年中は、検挙件数44件、検挙人員41人であり、共に前年より減少しています。

検挙人員を国籍別に見ますと、ベトナム人が全体の約58%と最も多く、そのほか中国人、フィリピン人等が検挙されています。

罪種別では、不法滞在等をはじめとした出入国管理及び難民認定法違反事件が全体の約34%、次いで窃盗が約27%となっています。

今後も、外国人犯罪への対処力の強化を図るため、海外語学研修や通訳体制の充実強化を進めてまいります。

38ページ、第7、鑑識活動、39ページの第8、科学捜査研究所の活動については、表のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

以上、刑事部としましては、被疑者を検挙

することで県民の皆様の治安に対する不安感を払拭し、より安全、安心が実感できるよう、今後もさらなる取締りを推進してまいります。

以上です。

○合瀬交通部参事官 交通部の業務概況について御説明いたします。

まずは、第1、交通事故情勢についてです。

資料40ページの1、交通事故の発生状況を御覧ください。

(1)のグラフは、過去5年間の推移を表したものです。

令和4年中の交通事故につきましては、発生件数、負傷者数は前年に比べ減少した一方、死者数は、昭和23年以降の統計で最少数を更新した前年から増加に転じました。

下の状態別死者数の推移を御覧ください。

本県の死者の多くは自動車乗車中と歩行者であります。特に、てまえ運動をはじめとした歩行者の安全確保に関する対策を強化しています。

次のページの(2)、交通死亡事故の特徴を御覧ください。

年齢層別では、全死者に占める65歳以上の高齢者の割合が約6割と依然として高く、また、75歳以上の高齢者が高齢者の全死者の約7割を占めるなど、引き続き高齢者対策も課題であります。

(3)から(5)までは、重点的に対策を講じていきます高齢者、18歳未満の子供、自転車が関係する事故の特徴をそれぞれ示しております。

資料43ページを御覧ください。

第2、総合的な交通事故抑止対策を御説明いたします。

まず、1の交通部の推進施策についてです。

県警察において、本年の運営重点の一つと

して掲げている安全かつ快適な交通の確保を実現するため、交通部では、資料に記載しております5つの推進施策に重点を置いて取り組むほか、一昨年可決されました熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議の内容を踏まえた対策に取り組んでいます。

具体的な対策につきましては、次の2、推進事項に記載しております。

(1)の歩行者の安全確保による交通死亡事故の抑止については、本年も引き続き、アの歩行者保護啓発活動やイの横断歩行者等妨害等違反取締り、ウの宣言決議を踏まえた対策として、補修が必要な横断歩道の整備に力を入れてまいります。

そのほか、資料44ページの(2)子供・高齢者等に対する総合的な交通安全対策の実施、45ページの(3)安全で円滑な交通環境の確保に向けた交通安全施設等の整備、(4)飲酒運転等を行う悪質・危険運転者の排除、46ページの(5)ルール・マナー遵守の徹底による自転車安全利用の促進につきましては、それぞれ記載しています各施策等を推進してまいります。

次に、第3、その他について御説明いたします。

資料47ページを御覧ください。

1、効果的な交通安全情報の発信についてです。

資料には、実際に表示した交通情報板やYouTube動画などを掲載しています。

今後も、県民の皆様に関心を引き、交通安全意識を高める効果的な情報発信を行ってまいります。

次に、同じく47ページの2、半導体産業集積強化に伴う交通警察の対応についてです。

(1)の交通安全施設等の整備等につきましては、半導体産業を中心とした大企業の熊本への進出に伴い、懸念されている交通環境の変化に対しまして、交通安全施設を計画的に整備するなど、適切に対応してまいります。

(2)の外国の運転免許証から日本の運転免許証への円滑な切替えにつきましては、外国の運転免許証から日本の運転免許証への切替え申請者が急増することが予想されておりますので、迅速に円滑な運転免許証の切替え手続ができるように努めてまいります。

以上で交通部の説明を終わります。

○八木警備部長 警備部長でございます。

警備部の業務概況について御説明いたします。

資料の49ページを御覧ください。

第1の情勢に対応した警護警備の徹底について申し上げます。

県警では、昨年7月の安倍元総理銃撃事件の検証結果を受け、本年3月、警察庁との連携、現場指揮、対処体制の強化、教養訓練の推進などを目的として、警備部警備第二課に警衛・警護室を新設いたしました。

現在、本部長等による綿密な実地調査を行い、的確な危険度評価を踏まえた警護計画を策定し、警察庁による厳格な審査を経て、同計画に基づく現場指揮官の一元的指揮により、警戒の空白を生じさせない警護を実施しております。

また、警護員個々の対処能力向上や高度な警護能力習得のための教養訓練を推進するとともに、警視庁における警護研修への派遣など、将来を見据えた人員の育成を図ることで、今後も警護の万全を期してまいります。

次に、資料の50ページを御覧ください。

第2の大規模災害等緊急事態対策の強化について申し上げます。

52ページまでに記載しております。

令和4年中の災害警備活動につきましては、大雨洪水警報等の発表、台風の接近、阿蘇中岳の噴火警戒レベル3、入山規制の引上げなどに伴い、諸対策を講じましたが、部隊活動を必要とするまでの大きな被害には至りませんでした。



県警では、本年度も引き続き、大規模災害等緊急事態への対処体制を強化するため、解体予定施設等を活用した救出救助訓練や災害現場を想定した小型重機、ドローン等の操縦訓練など、実践的な訓練を実施してまいります。

あわせて、ポータブルLED投光器など、災害用装備資機材の整備を進めてまいります。

次に、資料の53ページを御覧ください。

54ページにかけて記載しております。第3の経済安全保障対策の推進について申し上げます。

皆様御承知のとおり、半導体生産世界大手のTSMCの進出に伴い、本県の企業、教育、研究機関等が諸外国による先端技術情報獲得の標的になることが懸念され、事実、他県においては、情報技術の流出事例も発生しているところであります。

政府の重要課題である経済安全保障を推進していくためには、それを脅かす対日有害活動への対策を強力に進めていく必要がございます。

県警では、令和4年春に警備部外事課に経済安全保障係を設置し、警察が解明してきた技術流出の手口や対策のノウハウを情報提供するアウトリーチ活動を推進しているとともに、官民連携ネットワークである熊本県技術情報流出防止ネットワークを構築し、情報発信や意見交換等を実施しております。

本年度も、関係機関と連携し、先端技術情報の流出防止に向け、各種対策を推進してまいります。

次に、資料の55ページを御覧ください。

第4の大規模イベントを見据えた警備諸対策の推進について申し上げます。

56ページにかけて記載しております。

我が国を標的とするテロの脅威は、国外において、日本人や我が国の関連施設等の権益がテロの標的となった事案が現実発生して

おり、本県も例外ではございません。

こうした中、県警では、テロの未然防止対策として、爆発物となり得る原料の販売業者やテロに利用される可能性がある宿泊施設、レンタカー事業者等への管理者対策をはじめ、関係機関と連携した各種訓練や啓発活動、水際対策、資機材の整備等に取り組んでおります。

今後も、関係機関や県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、テロの未然防止に向けた各種対策を推進してまいります。

以上、簡単ではございますが、警備部からの説明とさせていただきます。

○末松直洋委員長 ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○亀田英雄委員 教育委員会のほうにお尋ねをいたします。

冒頭に教育長の総括を伺いました。その中で、教育委員会の課題と伺いますか、教員不足の解消、いじめ問題に取り組むという姿勢が表明されたんですけども、もう一つ、伺いますか、熊本県も取り組んでいらっしゃるんですけども、少子化問題で過疎地の小中学校が、入学生が減少して、存続の危機と伺いますか、この小中学校の在り方が今問われています。市町村の問題かと思うんですけども、県としてどのようにお考えなのか伺いたいというふうに思います。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

今委員御指摘のとおり、今過疎地の小中学校等につきまして、様々な問題が出ているというところについては認識しているところでございます。

現実の問題といたしまして、直近では、水上村のほうで、小中が一緒になった義務教育学校ができたりとか、来年度も義務教育学校を開校するというような動きが出ている市町村もあるというようなところで把握しているところでございます。

学校におきましては、もちろん人数等の適正規模等ありますけれども、大規模校、中規模校、小規模校、それぞれのこのよさ、それぞれのその規模で行うことができる教育活動の最大化といいますか、効果の最大化を目指すというところは、もちろんそこで進めていくわけですが、そういう中で、どういう取組が一番その規模感としまして十分な取組になっていくのか、また、効果の高い取組になっていくのかというところにつきましては、本課としてもしっかり研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○亀田英雄委員 どうぞよろしくお願いいたします。

周辺部では、やはり温度差があるんですね。保護者がそこで住み続けたいという思いの中で、学校の在り方がどのようになるかという心配もございますので、県がぜひリードしていただければというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○末松直洋委員長 要望でよろしいですか。

○亀田英雄委員 はい。

○白石教育長 今義務教育課長がお答えしましたけれども、基本的に、市町村の教育委員会といろいろ話してみると、やっぱり少子化、過疎化ということで、その問題というのは、最終的には今度は高校の定員割れの問題にもつながってきていまして、県では、今移住定住とか、いわゆる地域のほうに、県から外に出ていって人口が減少しているということもありますものですから、移住定住というのをこれも市町村と一緒に今取り組んでいるところでございます。

それも踏まえながら、やはり市町村の教育委員会としっかり話をしながら、こういった形がいいのかというのをしっかり検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○亀田英雄委員 よろしく願います。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○亀田英雄委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○城戸淳委員 7ページですかね。県教育情報化推進事業のことで、今回、ICTの環境整備に7億8,400万計上されています。

まず、特別教室への電子黒板配置、それと教職員用の卓上モニターということで上げられておりますけれども、これは、どういう計画で、どういう学校に、どういう整備をしていくのかをまず1点と、それとICTが更新を迎えてくるに当たっての、どういう感じに更新の予算関係がいくのかというのも、2点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○永松教育政策課長 教育政策課です。

国の方針でありますGIGAスクール構想

などに従いまして着実に整備してきたところでございますが、特に、ここ2、3年のコロナ関係の交付金で、県立高校、市町村立高校も含めて、1人1台及び普通教室のWi-Fi整備などは、基本的にほぼ100%進んできたところでございます。

今度、後ほど説明しますが、補正予算等では、普通教室以外の専門学校の特別教室のところにも全て配置する予定にしているところでございます。

あと、更新につきましては、これは、非常にあと2～3年後にライセンスの更新とか、今後いろいろ更新が必要な機器が迫ってきております。

これに関しましては、国への要望でも、ぜひ国費のほうでの措置をお願いしたいということをお願いしているところでございますが、今まさに要望中でございますので、国と連携しながら、県のほうでも支援できるかどうかということについて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○城戸淳委員 更新につきましては、恐らくどこが負担するかというのはこれからだと思っております。そういう中でも、国のほうに要望は今引き続きされているということで、これは非常にこれからも大事になってくるのかと思います。

関連で、もう1ついいですか。

○末松直洋委員長 はい。

○城戸淳委員 今、毎年教職員の異動がある中で、例えば、今、ICTの仕様といたしましよか、OSが各自治体によって違うと。この中で、例えば荒玉を例に挙げてみますと、荒尾から玉名に職員が異動するときに、ICTのOSが違うと。例えば、ウインドウズとiPadの要はOS、それとソフト関係が違うも

のですので、まずは玉名に移転してこられた先生は、今までのOSじゃないものだから、最初からそういうことをしなきゃいかぬというのが少し問題というか、教職員の中では恐らく何か、異動したときに大変だなという話も聞いておる中で、実は、荒玉では、これを統一しようという今動きがっております。

今玉名と南関と長洲がウインドウズで、あと荒尾と玉東と和木がiPadで今子供たちに教育をされているんですけども、これは、県のほうで例えば統一することは不可能なんですか。

というのが、先生方が異動されたときに、また最初から、OSも違うし、ソフトも違うということで、非常に子供の環境といたしましよか、教育に当たって、非常に何か弊害というか、子供らにいろいろ聞くと、アイパッドがすごい使いやすいという御意見もあっております。

ただ、これは更新があつて、5年間はその機械を、恐らくその更新の時期に、次の、例えばアイパッドとかに変えられるんだろうと思うんですが、アイパッドが3万ぐらい高いつて一応聞いておりますけれども、この辺はどういう感じになっているのか、ちょっとこれは関連ですけれども、ICTの。

○永松教育政策課長 教育政策課でございます。

委員おっしゃるとおり、市町村立学校につきましては、設置者が市町村でございますので、そういう機器整備も市町村が責任を持っているということで、おっしゃるとおり、OSが違うということは非常に懸念しているところでございます。

県立の場合は、1つの県の中でやっておりますので、今のところ、クロームブックなどOSは1つなんですけど、市町村は、そういうことで異動になって、今まで使っていたものが使えないという話は聞いております。

なかなか統一というのは、更新時期や、あと金銭面もありまして、市町村の財政もありますことから、なかなか難しいことではございますが、我々としましては、ICTの支援員などを配置しまして、各市町村立学校にもそれを派遣して、できるだけ変わったOSでも使いやすいようにというふうな形で県のほうとしては支援しているところでございます。

○城戸淳委員 先ほど私が言いましたような違いという部分の中でも、今先生方も、非常にこのICTが、1人1台端末が子供に行き、この活用が非常にこれから大事になってくる中で、そういう少し先生方の弊害といいたいでしょうか、そういう変わったときの対応もあるものだから、今ちょっと支援員をということでは言われましたので、これもやっぱり本当は県が率先して自治体に、もちろんお金は自治体も費用はかかってくるわけですが、統一していただければ先生方にも非常にいいのかなと思っておりますので、これはこれからだと思っておりますので、要望としてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○城戸淳委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 関連で。

○末松直洋委員長 はい。

○本田雄三委員 すみません、今の御説明の中で、OSは違っても、そのソフトも違うんでしょうか。

○永松教育政策課長 異なっているというふうに理解しております。

○本田雄三委員 ソフトが違うということになると、学ぶ環境あるいは習熟度等についての差異が出てくるのではないかと危惧しますが、その辺りはいかがでしょうか。

○永松教育政策課長 おっしゃるとおり、市町村教育委員会では、独自にそのICTの目標なりあると思っておりますので、それに沿った形で学校の先生方も、そのレベルに合わせたといいたいでしょうか、整備や指導方針が決まってくると思っています。

そういう中で、先ほど言いました支援員などが、そのOSに合わせた、目標に合わせた形での指導をするように指導しておりますので、県の教育センターや教育事務所の指導員もICT関係の指導を行っておりますので、市町村の実態に即した、市町村の目標に沿った形での支援を進めているところでございます。

○本田雄三委員 各教育委員会がありますから、その方針はそれぞれあるかと思いたいですが、やはり教職員の方にとっては、そういうOSの違いとかソフトの違いというのは、非常に見えない部分でストレスになるのではなかろうかというふうに考えますので、我々も、経験上、そういう部分が変わると、非常に仕事が効率よくできていたのが、できにくくなったりする傾向もございまして、極力そこら辺りは配慮いただきまして、今おっしゃったとおりでよろしいけれども、よろしくお願いたしたいと思います。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○本田雄三委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○高島和男委員 御説明ありがとうございます。

資料の7ページから9ページにかけてでございますけれども、私も質問で取り上げましたけれども、長時間労働であったり、負担の解消であったり、働き方の改革というのは喫緊の課題だろうと思います。

このページを見ますと、それぞれ項目ごとに書いてあるんですけれども、今年度がもちろん主要事業だったわけでございますけれども、こうした働き方改革を進める、そして負担軽減を図るといった事業が、どのくらい前から本格的に取り組が始まったのかということをもまず教えていただけますか。

○永松教育政策課長 県教委としましては、令和2年度に県立学校の教職員の在校等時間の上限に関する指針及び公立学校における働き方改革推進プランというのを策定しまして、特に取り組んできたところでございます。

令和3年度には、庁内のプロジェクトチームも設置しまして、重点的に働き方改革に取り組んでいるところでございます。

○高島和男委員 令和2年度からといいますと、令和2年度、3年度、4年度、丸々3年間は取り組んできたという理解でいいですか。

○永松教育政策課長 令和2、3、4、5の4年間は働き方改革プランの期間でございます。今年度まででございますので、まずはしっかり今年度まで取り組んでいるところでございます。

○高島和男委員 それで取り組んでこられて、実績とは言いませぬけれども、その効果

ですね。具体的に、これだけ働き方が変わった、改善された、長時間労働が減少したという検証というのはどうなっていますか。

○鉦本学校人事課長 学校人事課でございます。

まず、各学校でのいわゆる在校等勤務時間というところ、これは、先ほど上限、令和2年度に設定したということで申し上げたところなんですけれども、その中で、月45時間という一つの、これは指針の中で設けているところでございますけれども、その月45時間を超えた職員の割合というものを、これはプランを策定する前と、それから策定した後と比較してみますと、プランを策定する前の令和元年度では、その月45時間を超えた職員、これは、県立学校の例で申し上げますと、36.4%の職員が45時間を超えていたと。令和3年度には25.2%ということで、約10ポイントちょっとその割合が減ったということでございますので、その点に関しては、それだけ長時間が、僅かではありますけれども、ちょっと減少したということが一応このデータからは読み取れるんじゃないかなというふうに考えております。

○高島和男委員 今具体的な数字をおっしゃっていただきました。

いろいろと報道とか、私たちの耳に入ってくるお話によりますと、タイムカードを押して、仕事を持って帰って家ですというような先生方も若干いらっしゃるようで、それを言い出せば切りがないよということになるかもしれないけれども、私は、何の事業でもそうだと思うんですが、PDCAが大事だと思うんですね。しっかりやっぱりチェックをする、そして、それを元にしてまたさらなるアクションを起こしていくということが、私は、どうもやっぱり行政の仕事には若干不足しているんじゃないかなという部分をよく感

じるところがありますものですから、特に、繰り返しになりますが、この先生方の働き方、長時間労働の解消、負担軽減というのは、今日の地元紙にも掲載されましたように、そうなる前にしっかりとやっぱりぜひ対応をしていただきたいと思います。要望です。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○高島和男委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 教育委員会のほうで、資料の15ページで、高森高校のマンガ学科の件でございます。

定員数上がりまして、今学校等の環境が整えられるということでございますけれども、宿泊といいますか、寄宿舍といいますか、そういう整備は今どのような状況でございますか。ちょっと教えていただければと思います。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

高森高校に関しまして、今生徒の住まいのお話かと思えます。

高森高校のスタートに当たりまして、高森町のほうから寮を整備していただいております。男子寮と女子寮と、それぞれをこの春入居できる形で整備をいただいて、そちらのほうに今生徒たちを住まわせていると。

で、もしもそこがいっぱいになった場合は、地元のいわゆるペンションとか旅館がありますので、そちらのほうと高森町のほうが提携をされまして、一定の金額でそちらのほうに下宿できるような体制を今整えていただいているというところでございます。

以上でございます。

○本田雄三委員 ありがとうございます。

いずれにしても、地方の高校になりますので、県外及び県内含めて、多数もしお見えになるのであれば、やっぱり寮なりの充実も今後は御検討いただいたほうがいいのかなという気もしましたので、お尋ねをしました。よろしくお願ひしたいと思います。答弁は結構です。

あと、引き続きいいですか。

○末松直洋委員長 はい。

○本田雄三委員 県警のほうに、資料の24ページです。

24ページで、銃砲所持許可者の人数がございますけれども、これは、1回登録をされたら、その後の更新といいますか、そこ辺りというのは具体的にどのようなになっているのか、教えていただければと思います。

○村上生活安全部長 更新は3年ごとにやっています。

銃の点検は、毎年署のほうでやっておりますので、面接をその都度やって、やはりそこでおかしいところが見えれば、認知症とかそういうところがちょっと見えたりすれば、病院の受診を促したりすることはあります。

○本田雄三委員 その登録してあるそういう銃器が、使用可能か不可能かということも含めて、3年ごとにはチェックをされておられるということでございますか。

○村上生活安全部長 はい。

○本田雄三委員 ありがとうございます。結構です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

○齋藤陽子委員 1件確認させてください。

教育のほうの7ページのICT機器の1人1台端末は、ほぼ100%実施できているということですが、こちらは、支援学校の生徒さんも含めて100%ということでしょうか。質問です。

○永松教育政策課長 教育政策課でございます。

支援学校も100%入っております。今度、6月の補正予算で電子黒板なども全て入れることにしておりますので、ICT環境は普通学級とほぼ変わらないような状況になるというふうに理解しております。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○齋藤陽子委員 支援学校の生徒さんのほうも個性がいろいろあるかと思しますので、活用のほうは引き続き研究のほうをお願いしたいと思います。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか、要望で。

○齋藤陽子委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○城戸淳委員 警察のほうの交通部のほうに少し質問させていただきます。

やはりこれまで高齢者が恐らく非常に……

○末松直洋委員長 ページ数……

○城戸淳委員 ページ数は、40から始まりまして、41ですかね。

高齢者が多く事故等に関わっておられて、

恐らく踏み間違い等もあって、大半がやっぱり高齢者の事故が多発していると思いますけれども、今その免許返納はどういう状況に県内になっているのか、ちょっと分かりますか。

○飯塚交通部参事官 飯塚交通部参事官です。

自主返納につきましては、現在、令和5年3月末におきましては、64歳以下が43人、65歳以上が1,329人、合計で1,372人という状況になっています。

○城戸淳委員 今1,372という数字を出されましたけれども、これも恐らく警察の地域によって温度差があるのかなとも少し思っております。

例えば、地元は私、玉名ですがけれども、免許返納者に対して、商店街のスタンプ会がありまして、そこに免許を返納された方に商品券をあげているという、そういう事例を玉名はしているんですが、そういう、もちろん家族の方が恐らく免許返納してくれということもあるんでしょうけれども、そういう特典とか、その辺もこれから県全体で御依頼だとかいろんなことを、経済団体ともこれは話し合いながら恐らくしていくと、まだ増えるのかなと、自主返納がですね。そういうことをちょっと要望としてお願いしたいと思えます。

以上です。

○末松直洋委員長 要望でよろしいでしょうか。

○城戸淳委員 はい。

○合瀬交通企画課長 交通企画課です。

ただいま城戸委員から、運転免許証の自主返納の促進について御提案がありました。本当にありがとうございます。

地域によっては、ただいま委員のおっしゃられたとおり、玉名地区ではそういうふうな自主返納が進むような取組をやっていただいております。

また、県内の天草管内におきましては、タクシーの割引チケットとか、あとバスの公共機関の利用を促進するための補助金を出したりとか、そういう特色のある活動を行っていただいております。

今後とも、警察としましては、高齢者の免許証の自主返納促進が進みますように、各関係機関、団体と連携をして取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○城戸淳委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○高島和男委員 警務部にお尋ねします。

3ページから5ページ、6ページにかけてでございますけれども、私も久しぶりにこの委員会に所属をすることになったんですけれども、警察官1人当たりの負担人口というこの数字を見ますと、教育委員会同様、負担軽減というのを非常にこれは大切に考えていかなくちゃいけないということをつくづく思った次第でございます。

そして、なおかつ、3ページの資料で見ますと、ここ数年、全く増員もなされていないということで、他県と比べますと、本当にこれはゆゆしき事態だなというふうに私は感じております。

恐らく、当然、今年度だけじゃなくて、昨年度、それ以前も、この増員についてというのはいろんな話がなされたと思うんですけれども、本部として、何といたしますか、警察官の増員あるいは人数というか、そういうこと

に対してどういう御認識を持っていらっしゃるのか。もちろん、全体の予算との兼ね合いというのはあると思いますけれども、今のお考えだけでも教えていただければと思います。

○清水警務部長 警務部長の清水でございます。

委員御指摘のとおり、非常に負担人口が多いというところで、厳しい状況にありますし、最近の増員状況を見ますと、なかなかちょっと厳しい状況にあるというところは、我々も思っているところであります。

そういった中で、なかなかやっばり増えないという中で、いかにその職員の業務の負担を軽減していくかということでございますけれども、県警察におきましては、システムの高度化でありますとかICT等の先端技術の利活用、そういったものを含めまして、業務の合理化、効率化というものに今努めておるところでございます。その結果、刑法犯認知件数でございますとか、あと交通事故の発生件数等も改善傾向にはあるというところでございます。

そういったシステムの高度化やICT等先端技術の利活用というものも今後も進めていきまして、限られた人員で警察の機能を最大限に発揮できるように取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○高島和男委員 確かに、先端技術、ICTを活用するということで件数も減らしているということは、本当にすごいなということで、それはもう敬意を表するところでございます。

6ページのこの予算額の推移を見ますと、令和2年度、令和3年度、警察の予算というのは減っている。そして、令和4年から令和5年にかけても減っている。人件費の割合というのは、大体73から75あたりをずっと推移



しているわけですね。

私は、この人件費がどうしても高くなってまいりますと、警察予算の総額としては、ほかに回せる予算が、もう当然のことながら低く、少なくなってくるわけですね。そうしますと、やっぱり警察の業務の内容というのが硬直化していかざるを得ぬのじゃないかなと、そこをちょっと若干心配をしております。

先ほど御説明にもありましたように、信号機の設定であるとか、あるいは横断歩道の改修とか、これはやっぱり県民の生活の安全、安心に直結することですので、ここはやっぱり総額を——まあ、我々にも問題があるわけでございますけれども、ぜひやっぱり増やすような方向に本部としても考えていただくほうがいいのではないかと思います。そこいらはいかがでしょうか。

○清水警務部長 なかなかその予算の総額というところは、難しいところもあるとは思われます。

そういった、我々としては、治安の維持に必要な予算はしっかりと要求をされていて、それと並行して、限られた予算の中で最大限の力が発揮できるように、先ほども申し上げましたICTの導入とかそういったものを進めて、そういったところでしっかり限られた予算の中で対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○高島和男委員 限られた予算というのは本当に分かるんですけども、やっぱりそれだけ人員が厳しい、ぎっちぎちでやっていらっしゃるというのは、もう実態だろうと思います。この数字を見れば明らかでございますので、我々県民としても、その善意に甘えるというのも、それはある面いかなものかなと思いますので、おっしゃったように、必要な予算はしっかりとやっぱり要望をしていた

きたいと思います。要望です。

○末松直洋委員長 はい。要望で。

ほかに質疑はありませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、担当課長から、議案第1号からの説明をお願いします。

○永松教育政策課長 教育政策課です。

お手元の説明資料、令和5年度6月補正予算等と記載の資料を御覧ください。

1ページにつきましては、先ほど教育長が総括説明で触れられましたので、割愛させていただきます。

2ページをお願いします。

上段右側説明欄をお願いします。

熊本県教育情報化推進事業ですが、これは、新型コロナウイルス感染症対策として、県立学校におけるアクセスポイント設置によるWi-Fi環境整備及び特別支援学校への電子黒板の配備など、ICT教育の環境整備及び機器更新に要する経費を計上しております。

教育政策課は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

同じく、2ページ下段をお願いいたします。

特別支援学校費の右側の1、国庫支出金返納金でございます。

これにつきましては、令和2年7月豪雨により被災した芦北支援学校校長宿舍の売却に伴い、過年度に国から補助を受け整備した部

分につきまして、国への返納金が生じたものでございます。

以上でございます。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

3ページをお願いいたします。

上段をお願いいたします。

右側説明欄の1、学校教育指導費の(1)専門高校生グローバルチャレンジ事業ですが、これは、国外で実施する修学旅行等において、現地で新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒の滞在やその救援に係る追加費用の支援に要する経費を計上するものでございます。

説明は以上です。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

初めに、おわびを申し上げたいと思います。

資料3ページ、特別支援教育課(一般会計)の表の補正前の額に記載の誤りがございました。委員の皆様方には、今朝ほど差し替えをお渡ししたところでございますが、大変御迷惑をおかけしましたことをおわびいたします。申し訳ありませんでした。

説明に入らせていただきます。

3ページ下段をお願いいたします。

説明欄の1、学校教育指導費の(1)特別支援学校作業室等空調機器配備事業ですが、これは、感染症防止対策として、密を避けながら学習できるよう、空調設備がない作業室等にスポットクーラー等の機器を整備するための経費でございます。

次に、(2)の送迎バス安全装置改修支援事業ですが、送迎バスでの児童生徒の置き去りを防止するため、委託業者の送迎バスの安全装置の装備に要する経費でございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございます。

4ページをお願いいたします。

1段目の保健体育総務費の右側の1、学校保健給食振興費の(1)学校保健特別対策事業ですが、これは、新型コロナウイルス感染症対策として、県立学校の教室における空気清浄機の整備など、感染の予防に要する経費を計上したものでございます。

続いて、2段目の体育振興費の右側の1、学校体育振興費の(1)子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業でございますが、これは、令和5年度から始まる公立中学校の休日における運動部活動の移行に伴う市町村の推進体制に要する補助金等を計上したものでございます。

次に、2の社会体育振興費の(1)子どものスポーツ環境整備支援事業ですが、コロナ禍で落ち込んだ児童生徒の体力向上のための県有体育施設等における運動機器の更新に要する経費でございます。

続いて、3段目の体育施設費の右側の1、県営体育施設整備費の(1)県営体育施設整備事業でございますが、これは、藤崎台県営野球場のフェンスの改修等による県営体育施設の老朽化対策やトイレ手洗い場の自動水栓化による新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を計上したものでございます。

最後に、2の国庫支出返納金の(1)国庫支出返納金でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業費が確定したことに伴い、超過交付となった国庫支出金の返納金を計上したものでございます。

体育保健課は以上でございます。

○藤岡義務教育課長 義務教育課です。

5ページをお願いいたします。

右側説明欄の1、学校教育指導費の(1)日本語指導推進事業ですが、これは、外国人児

童生徒を受け入れる小中学校への自動翻訳機の配備に要する経費を計上するものでございます。

次に、2、国庫支出金返納金ですが、これは、外国語指導助手ALTの入国時における新型コロナ対策のための国からの臨時交付金について、事業費が確定したことに伴う返納金を計上するものでございます。

義務教育課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

6ページをお願いします。

1段目の社会教育総務費の右側1、社会教育諸費の(1)青少年教育施設管理運営費ですが、これは、社会経済活動再開後の青少年教育施設における利用者の増加に向けたアスレチック等の設備設置や昨今の光熱費高騰に伴う指定管理者への支援に要する経費でございます。

次に、2段目の図書館費の右側の1、管理運営費の(1)管理運営費ですが、これは、図書館システムの契約期間満了に伴うシステム及び機器等の更新や新型コロナウイルス感染症対策として、男性用小便器の自動水栓化に要する経費でございます。

社会教育課の説明は以上です。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございます。

7ページをお願いいたします。

債務負担行為について御説明を申し上げます。

藤崎台県営野球場照明塔設備改修工事でございますが、これは、現在6基ある照明塔のLED化と塗装工事に伴うものであり、入札契約手続及び工事期間として21か月程度を確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

体育保健課、説明は以上でございます。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

8ページをお願いします。

情報処理関連業務ですが、これは、図書館システムの更新に要する経費で、令和6年3月から5年間のリース契約を締結する必要があるため、令和10年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○楯本学校人事課長 学校人事課です。

9ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書について御説明します。

1段目の学校施設等クラスター発生防止対策事業費ですが、これは、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生を防止するための抗原検査に要する費用で、感染状況を踏まえ、令和5年度においても、継続して教職員等の抗原検査を行う必要があるため、繰り越したものでございます。

2段目の県立学校原油価格・物価高騰対策事業費ですが、これは、特別支援学校における給食について、令和5年度においても、引き続き保護者の負担を増加させることなく質や量を維持する必要があるため、繰り越したものでございます。

学校人事課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

10ページをお願いします。

1段目の文化財保存整備事業費について、新型コロナウイルス感染症の影響や災害に伴う局地的な工事の増加による労務者や資材不足により、年度内の執行が困難となったものでございます。

2段目の美術館本館施設改修事業費ですが、現況調査や所管部局との調整等に時間を要したものでございます。

3段目の文化財災害復旧費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響や災害に伴う工事

増による労務者や資材不足等によるものでございます。

4段目の鞠智城跡災害復旧費ですが、所管部局との調整等、のり面復旧に係る設計等に時間を要したものでございます。

文化課の説明は以上です。

○中島施設課長 施設課でございます。

11ページをお願いいたします。

1段目、高等学校校舎新築・増改築事業費ですが、熊本工業高校実習棟改築工事の発注に当たりまして、入札不調となり、2月議会後の契約となったことで繰り越したものでございます。

2段目の高等学校施設整備事業費ですが、小川工業高校実習棟改築工事ほか10件につきまして、学校活動に支障のない工法、休日を中心とした工期の調整等に時間を要し、繰り越したものでございます。

3段目、特別支援学校施設整備事業費、これにつきましては、松橋東支援学校学習室横トイレ改修工事ほか2件につきまして、国の令和4年度第2次補正予算に伴う交付決定が2月中旬になったことで繰り越したものでございます。

4段目の特別支援教育環境整備事業費です。球磨支援学校校舎棟新築工事の発注に当たり、入札不調となり、12月の契約となったことで、工事のスケジュールの調整を行った結果、繰り越したものでございます。

最下段の県立学校施設災害復旧費ですが、球磨工業高校法面復旧工事ほか5件につきまして、災害査定が令和5年2月となったため、繰り越したものでございます。

施設課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

12ページ上段をお願いします。

定時制・通信制教育修学奨励事業費ですが、県立高校定時制における給食を、令和5

年度においても、引き続き勤労学生の負担を増加させることなく質や量を維持する必要があるため、繰り越したものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○松本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

12ページ下段をお願いいたします。

県立特別支援学校寄宿舎費支援事業費の繰越しにつきまして、県立特別支援学校寄宿舎における舎食を、令和5年度においても、引き続き保護者の負担を増加することなく質や量を維持する必要があるため、繰越しをするものでございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございます。

13ページ上段をお願いいたします。

1段目の県立学校感染症対策事業費及び2段目の子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業費でございますが、これは、国の令和4年度第2次補正予算に伴う事業であり、国からの交付決定が3月中旬以降となったことにより年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

3段目の県営体育施設整備事業費でございますが、県立総合体育館外壁工事ほか2件について、入札不調等により工期が確保できなかったことや工事施工に不測の日数を要したことにより年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

体育保健課の説明は以上でございます。

○藤岡義務教育課長 義務教育課です。

13ページ下段をお願いいたします。

1段目の教育総務費の夜間中学整備事業費ですが、これは、校舎整備に係る設計、工事を一括して発注し、翌年度、完成後に支払うこととしたため、繰り越したものでございま

す。

次に、2段目の送迎用バス安全装置改修支援事業費ですが、これは、国の令和4年度補正予算に伴う事業であり、国からの交付決定が令和5年度になったことにより年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

義務教育課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

14ページをお願いします。

社会教育費の青少年教育施設管理運営費ですが、これは、あしきた青少年の家の大規模改修について、工事発注時期の調整が生じ、年度内の執行が困難となったため、繰り越したものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○藤岡義務教育課長 義務教育課です。

16ページをお願いいたします。

第7号議案として、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

概要につきましては、17ページを御覧ください。

1の制定改廃の必要性ですが、令和6年4月に開校する県立夜間中学の新設に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の内容でございますが、熊本県立ゆうあい中学校を新設するとしております。

ゆうあい中学校という校名につきましては、昨年度、公募の上、最終的に令和5年3月、県教育委員会において決定したものでございます。

施行期日につきましては、開校に必要な準備を行うため、令和5年8月1日としております。

義務教育課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

18ページをお願いします。

第20号議案として、専決処分等の報告及び承認について提案しております。

概要につきましては、19ページを御覧ください。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、長期滞納者に対する法的措置である支払い督促の申立てを行っております。

支払い督促は、県が裁判所に申し立て、裁判所から債務者に対し、奨学金の一括返済を命じてもらうものでございます。

2の専決処分の理由にありますように、支払い督促に対し、3人の債務者から異議申立てがございました。異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により訴えの提起があったものとみなされることから、訴訟に移行するための手続を行ったものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○舟津文化課長 文化課です。

20ページ、21ページをお願いします。

第13号議案及び第14号議案の専決処分について御報告します。

これは、いずれも職員による同じ交通事故の和解に関するものでございますので、併せて御報告申し上げます。

内容につきましては、22ページの概要で御説明いたします。

2の内容でございますが、令和4年4月8日、山鹿市鍋田地内で、公務のため公用車で出張中、対向車線を走行していた相手方車両とお互いの車両のミラー同士が接触したものでございます。

事故の相手方であり個人とは、公用車の損害額が相手方の損害額を上回ったため、損害額を相殺しました結果、県の負担額0円で和解をしております。また、リース会社とは、契約に基づき県が修理費用を負担いたしましたため、賠償額は発生しておりません。

職員への指導をさらに徹底し、交通事故防止に努めてまいります。

文化課の説明は以上です。

○福永社会教育課長 社会教育課です。

23ページをお願いします。

報告第18号、家庭教育支援の推進に関する施策の報告についてでございます。

これは、くまもと家庭教育支援条例第11条の規定により、今年度の家庭教育を支援するための施策を取りまとめ、報告するものです。

関係各課の取組及び予算額を一覧にしておりますが、30ページをお願いします。

条例に基づく令和5年度の家庭教育支援に関する施策の報告について、令和4年度の主な取組や成果と併せて説明します。

議案番号の記載がある四角枠囲みの下を御覧ください。

条例が施行されました平成25年度に、くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議を設置し、現在、関係の6部局で連携して、本県の家庭教育支援に総合的、継続的に取り組んでおります。

まず、令和4年度の主な取組の成果ですが、昨年度は、5部局18課で72の施策に取り組みました。

31ページを御覧ください。

31ページ下段の四角枠囲み部分ですが、令和4年度の成果について、3点申し上げます。

1点目は、コロナ禍での学習機会の減少による情報不足とつながりの希薄化への対応です。

啓発動画の配信やオンラインによる学習機会の提供を行い、保護者同士のつながりの再構築を図りました。

2点目は、家庭教育を支援する人材育成と社会的機運の醸成です。

家庭教育を支援する人材等への研修やくま

もと家庭教育支援チームの登録促進等の実施により、社会的機運の醸成を図りました。

3点目は、条例関係課の連携です。

関係課で連携した施策の実施、条例に基づいた施策の見直しを行いました。

次に、32ページですが、令和5年度の主な取組施策について説明します。

本年度は、1部局2課7施策増え、6部局20課で79の施策に取り組んでまいります。

主な内容につきましては、33ページの四角枠内を御覧ください。

本年度は、関係課が行う様々な講座や学び、相談活動の充実を図ります。

構造上の課題を踏まえ、取組として4点申し上げます。

1点目は、大人になるための学びの推進と相談活動による家庭教育支援の実施です。

高校生の留学促進等、将来大人になるための様々な学びについて、さらなる充実を図ります。また、家庭教育電話相談等、福祉部局との連携を密にしながら、相談体制の充実を図ってまいります。

2点目は、保護者が家庭教育や子育てについて学ぶ機会のさらなる提供です。

より多くの保護者に支援が届くよう、対面の講座を基本としながら、オンデマンドやオンラインを活用し、保護者同士のつながりの再構築に努めてまいります。

3点目は、家庭教育を支援する人材育成と社会的機運の醸成です。

「親の学び」トレーナー等の資質向上を図り、地域での家庭教育支援の一層の活性化に努めてまいります。また、くまもと家庭教育支援チームの登録促進等の実施により、家庭教育を支援する社会的機運をさらに醸成してまいります。

4点目は、条例関係課の連携です。

取組の周知や啓発、イベント等の実施において、関係課が理解を深め、連携を強化してまいります。

社会教育課の報告は以上でございます。

○末松直洋委員長 それでは、続いて、警察本部から説明をお願いします。

○平山会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料で説明いたします。

資料の1ページをお願いします。

議案第1号、令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)についてでございますが、今回、内閣府所管の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業について、補正予算を編成するものでございます。

まず、上段の警察本部費で1億8,822万9,000円をお願いしております。

これは、事務事業や現場警察活動のデジタル化、高度化といったDXへの取組を通じて人的資源の再配分を行い、アフターコロナ時代における現場執行力の維持強化を図ろうとするもので、法規データベースシステムの高度化改修や給与情報の電子化、電子決裁の拡充、生活安全関係の許可等事務のシステム化のほか、運転免許センターにおける可動式電光掲示板等の整備やデジタルデータを複製するいわゆるデュプリケーターの整備など、捜査資機材の高度化を進めるものでございます。

次に、中段の警察施設費で3,979万8,000円をお願いしております。

これは、新しい生活様式を踏まえた警察施設の感染症対策として、警察署等のトイレの洋式化や手洗い器の自動水栓化、空調設備の改修のほか、運転免許センターの待合椅子の購入などを行うもので、アフターコロナを見据え、県民利便施設における感染症対策を改めて徹底するものでございます。

次に、下段の警察活動費で120万円をお願いしております。

これは、警察官の術科、剣道訓練に当たり、コロナ禍で控えていた対面での相対動作訓練について、感染防止対策を講じた上で再開することとなったため、剣道防具下に着用する専用マスクを整備するものでございます。

以上、警察費歳出予算として、合計2億2,922万7,000円をお願いしております。

続きまして、資料の2ページをお願いします。

報告第1号、令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

まず、事業名の1段目、ヘリコプター維持管理費で300万円の繰越しをお願いしておりますが、これは、ヘリコプターの飛行訓練業務委託に係るもので、訓練の実施に必要な海外製資機材の使用申請手続に時間を要し、年度内の完了が困難であったものでございます。

次に、2段目の警察施設維持管理費2億9,027万6,000円余は、県庁舎の空調機更新工事などで、3段目の警察活動基本経費69万9,000円は、競技用拳銃訓練弾の購入に係るものでございますが、これらは、新型コロナウイルス感染症等の影響による資材の入手難のため、年度内の完了が困難であったものでございます。

次に、4段目の交通安全施設等整備費(補助事業)1,083万2,000円でございますが、これは、国の補正予算に伴い、さきの2月補正予算で予算措置されました国土強靱化に向けた交通安全施設等の整備費であり、計画、設計等に時間を要することから、年度内の完了が困難であったものでございます。

以上、警察費で合計3億480万7,000円余を繰り越して事業を実施するものでございます。

予算関係議案は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○山浦交通規制課長 交通規制課です。

まず初めに、訂正とおわびを申し上げます。

今回の議案第8号の上程に当たり、条例名称について一部誤りがあり、訂正をさせていただいたところです。今後、このような誤りがないよう、確認を徹底してまいります。

それでは、熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部改正について御説明します。

資料の3ページから5ページになります。

本条例は、高齢者や障害者の道路横断時におけるバリアフリー化を促進するために、特定の機能を付加した信号機や標識、標示が整備されるよう、国家公安委員会規則で定めた適合基準が改正されたことを受け、同規則を参酌して定めている県条例を改正するものです。

このたびの改正では、全方向の自動車の通行を赤色信号で停止させ、その間に歩行者専用の横断時間を設ける信号の運用形態である、いわゆる歩車分離式信号を定めた第2条第2号の条文において、歩行者用青信号に従って横断できる通行主体として、従来は歩行者と自転車を対象となっていたものですが、昨年4月の改正道路交通法によって新たに定義された遠隔操作型小型車と特定小型原動機付自転車を追加するものです。

本条例は、道路交通上のバリアフリー化を進める際に、警察が整備すべき信号機等の基準を定めているものであり、条例改正によって通行方法に影響を与えるものではありません。

なお、本条例の施行日は、本年7月1日を予定しております。

以上、説明を終わります。

○内田首席監察官 監察課でございます。

報告第15号の専決処分について御説明させ

ていただきます。

説明資料の7ページを御覧ください。

令和4年7月から12月にかけて発生した本県警察職員が運転する公用車による3件の交通事故に関し、事故の相手方と熊本県との間で損害賠償の額が決定し、和解が成立いたしました。

事故の概要につきましては、資料8ページのとおりであり、3件の交通事故のうち、番号1及び2の交通事故につきましては、駐車場から発進する際のブロック塀への衝突や開放した運転席ドアが駐車中の車両に衝突したものです。

いずれも県側に全過失が認められる交通事故であり、県側から、資料のとおり、賠償額を支払い、和解が成立いたしました。

また、番号3の交通事故につきましては、対向する相手方車両とドアミラー同士が衝突したのですが、過失相殺により県側からの賠償はなく、和解が成立したものでございます。

なお、番号1及び2の交通事故の賠償につきましては、加入している任意保険を使用して全額支払い済みでございます。

3件の交通事故に関しましては、運転者の不注意による交通事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○末松直洋委員長 以上で執行部の説明が終わりまりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。



○高島和男委員 教育委員会にお尋ねします。

7ページ、体育保健課でございますが、藤崎台の照明の工事ということで、藤崎台球場は何かと議会でもいろいろと話題になるわけでございますが、先ほどのような工事期間21か月ということになりますと、その間、利用といたしますか、使用ができるのかできないのかというのが1点、21か月工事着工がいつからなのか、以上2点、お願いします。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございます。

ただいま御質問いただきました藤崎台野球場の工期でございますけれども、照明工事に伴う6基のLED化及び塗装工事を行うものでございますが、令和7年3月までの工期が必要となっております。

スケジュールといたしましては、令和5年7月から再設計、6年度に仮契約、6年の4月から6月に現場調査をいたしまして、7月仮設工事、8月から機器の取替え等を行うようにしております。

この令和6年の8月から機器を取り替えるというのは、高校野球の予選等が終わりまして、そういう大切な大会といたしますか、そういうのに影響がないような工期を組んで21か月かかるというような状況になっております。

以上でございます。

○高島和男委員 すみません、確認ですが、工事の着工が令和6年の8月ということですか。

○奥園体育保健課長 はい。

○高島和男委員 で、終わりが令和7年の3月ということになると、高校野球には影響はないということですね。

○奥園体育保健課長 今のような状況で計画をしておるところでございます。

○高島和男委員 ただし、その間のプロ野球等の利用は不可能ということでしょうか。

○奥園体育保健課長 体育保健課でございます。

本年度もプロ野球は5月に行われましたけれども、その高校野球前のプロ野球等にも影響がないようにということは、配慮しながら計画をしておるところでございます。

以上でございます。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○高島和男委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか。

○亀田英雄委員 警察のほうに伺います。

予算書の1ページなんですけれども、新しい生活様式を踏まえた警察施設の感染症対策ということで、洋式化に取り組まれるということなんですけれども、これは、進捗率はこれで何%ぐらいになつとですか。どの程度目指されるのかということも併せてお聞きしたいんですけれども、もう全て——大分進んでいるのかなと思っていましたものですから、ちょっと伺います。

○平山会計課長 会計課でございます。

今回、施設の改修につきまして、トイレの洋式化については、済んでいないところが小国、芦北、牛深警察署でございますが、これをすると全て完了ということになります。

それと手洗い水栓の自動化についても、拳銃射撃場、山都警察署、芦北警察署、牛深警察署を完了すると、全て完了するというところ

ろでございます。

空調機は、老朽化している空調機、熊本南警察署、芦北警察署の単体空調機を取り替えるものでございます。

以上でございます。

○亀田英雄委員 トイレは大事ですので、良いのをつけてください。

以上です。

○末松直洋委員長 よろしいでしょうか。

○亀田英雄委員 はい。

○末松直洋委員長 ほかにありませんか——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託された議案第1号、第7号、第8号及び第20号について、一括して採決したいと思います。御異議はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第4号を議題といたします。

請第4号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○奥園体育保健課長 学校給食は、児童生徒の望ましい成長を促すために、大変大きな役割を果たしております。

学校給食の無償化につきましては、学校給

食法により、学校給食は学校設置者が実施主体となっております。このため、市町村立学校の学校給食費の保護者負担分については、市町村の中には、保護者の負担軽減を目的とした給食費の無償化や一部助成を行っているところがあるところであります。

次に、地場産物の活用については、毎月食育の日に県産食材を活用した熊本の郷土料理の学校給食が提供されるなど、地場産物の推進を図っているところでございます。

県教育委員会としましても、学校給食関係者会議や栄養教諭の研修等を通して、学校給食で有機農産物を含む地場産物を活用した好事例の紹介や情報交換などを行い、コスト面も考慮した、可能な範囲で有機農産物を含めた地場産物の積極的な活用に努めているところでございます。

なお、2つ目の給食費の無償化についての国の要望につきましては、国から示された経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針で、学校給食の無償化について、課題の整理等を行うこととされており、本県においても、その状況を注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○末松直洋委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第4号については、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第4号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 異議なしと認めます。よって、請第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○合瀬交通企画課長 交通企画課でございます。

私から、熊本県手数料条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

説明資料、その他報告事項の1ページを御覧ください。

本件は、総務常任委員会の付託議案として御審議いただいておりますが、その一部が県警察に関することから御報告いたします。

今回の改正は、道路交通法の一部改正により、特定小型原動機付自転車運転者講習が新設されることに伴い、手数料の徴収が必要なことから、熊本県手数料条例において、新たに手数料を設ける規定を整備するものです。

新設する手数料は、資料、3の(1)に記載しております特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料、別表第19の規定です。

道路交通法改正により、いわゆる電動キックボード等のうち、車体の大きさ及び構造が自転車と同程度で、他の車両の通行を妨げる

おそれがないものであり、かつ、その運転に関し、高い技能を要しないなど、一定の基準に該当するものが特定小型原動機付自転車と定義されることとなりました。

特定小型原動機付自転車で違反等を繰り返す者については、その危険性を改善するため、講習の受講を義務づけることとされ、この講習を受講する際の手数料が講習1時間につき2,000円となります。

手数料の金額については、道路交通法施行令において標準額が規定されており、全国統一の金額となっております。

以上が熊本県手数料条例の一部を改正する条例の内容であります。

なお、本改正に伴う手数料に関する規定は、改正道路交通法の施行と合わせ、令和5年7月1日から施行することとしています。

以上、御報告いたします。

○末松直洋委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

その他、委員から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○末松直洋委員長 なしという声なので、なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午後0時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

教育警察常任委員会委員長